

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	(総務部総務課)	6
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(総務部総務課)	7
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定……………	(循環型社会推進課)	8
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(漁業管理課)	8
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	9
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	9
○道路の供用の開始……………	(維持管理防災課)	9
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	9
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	10

道監査委員告示

○北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程……………	14
---	----

道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	15
---------------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	15
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	17

告 示

北海道告示第587号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年10月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加す

る者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成29年10月6日に一般競争入札の公告を行う北海道庁本庁舎構内除排雪業務
- (2) 資 格 除排雪業務に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 除排雪業務

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 平成29年10月1日現在において引き続き2年以上除排雪業務を営んでいること。
- (2) 平成27年10月1日から平成29年9月30日までの間において、公共施設、道路又は大規模商業施設の除排雪業務の実績を有していること。
- (3) 履行場所に1時間以内に到着できる営業拠点を有すること。
- (4) 次の除排雪機械を確保できること。

ア 除雪ドーザ（9トン（1.5m ³ ）級以上）	2台
イ ダンプトラック（10トン級以上）	2台
ウ ホイールローダ（0.5m ³ 級以上）	1台
エ バックホウ（ホイール型0.45m ³ 級以上）	1台
オ ロータリー除雪機（10P S以上）	1台
- (5) 除排雪機械の運転免許を有する者を含め、除雪作業員を6名以上配置できること。
- (6) 除排雪業務について、損害保険会社と損害賠償保険契約を締結していること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

また、同告示の2の(1)に該当する場合は、2の(2)に掲げる資格要件にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成29年10月6日（金）から同月20日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当

該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総務部総務課庁舎保全グループ
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5120 (直通)

北海道告示第588号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年10月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び予定数量

北海道庁本庁舎構内除排雪業務 一式（各1時間当たりの単価）	
除雪ドーザ（9トン（1.5m ³ ）級以上 汎用ブラウ）	641時間
ダンプトラック（10トン級以上 排雪用差し枠）	1,183時間
ホイールローダ（0.5m ³ 級以上 スノーバケット付）	301時間
バックホウ（ホイール型0.45m ³ 級以上 スノーバケット付）	214時間
ロータリー除雪機（10PS以上）	158時間
除雪作業員	1,211時間

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契 約 期 間 契約締結日から平成30年3月31日まで

- (4) 履 行 場 所 札幌市中央区北2条西5丁目から北3条西6丁目まで 北海道庁本庁舎構内

2 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道告示第587号に規定する北海道庁本庁舎構内除排雪業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎2階総務部会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）

- (2) 入 札 日 時 平成29年11月17日（金）午前11時（送付による場合は、同月16日（木）までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、総務部総務課のホームページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

また、再度の入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うこととし、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者から見積書を徴する。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総務部総務課庁舎保全グループ

- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

- (3) 電 話 番 号 011-204-5120 (直通)

10 Summary

- A The nature and extent of the services to be procured :
Snow Removal on the premises of the Hokkaido Government Annex
Type of work to be contracted (cost per hour)
Snow removing tire dozar (9 tons (1.5 m³)) 641 hours
Dump truck operation (10 tons) 1,183 hours
Tractor shovel snow bucket (0.5 m³) 301 hours
Excavator (attachment with snow bucket) 214 hours
Rotary snowplow (10 PS) 158 hours
Work by laborers 1,211 hours
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., November 17, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than November 16, 2017)
- C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido
Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5120

北海道告示第589号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

平成29年10月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指 定 番 号 第367号
(2) 指 定 の 区 域 美唄市字サンクワ美唄1802番8（指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
(3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号
- 2(1) 指 定 番 号 第368号
(2) 指 定 の 区 域 岩見沢市宝水町207番4、8（以上2筆について指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
(3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号
- 3(1) 指 定 番 号 第369号
(2) 指 定 の 区 域 虻田郡留寿都村字豊岡209番5、6、10（以上3筆について指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
(3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号。以下「省令」という。）第12条の31第

2号

- 4(1) 指 定 番 号 第370号
(2) 指 定 の 区 域 岩内郡共和町南幌似278番1（指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
(3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号ロ及び省令第12条の32
- 5(1) 指 定 番 号 第371号
(2) 指 定 の 区 域 島牧郡島牧村字美川201番（指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
(3) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び省令第12条の31第2号
- 6(1) 指 定 番 号 第372号
(2) 指 定 の 区 域 北見市開成227番、228番、246番（以上3筆について指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）、226番
(3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号
（「指定区域を明示した平面図」は、省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課及び空知総合振興局保健環境部環境生活課又は後志総合振興局保健環境部環境生活課又はオホーツク総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第590号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年10月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
漁業取締船はくと上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成29年9月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 川崎造船株式会社
(2) 住 所 釧路市浜町3番6号
- 4 落札金額
81,000,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成29年8月8日付け北海道告示第480号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第591号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成29年10月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字モチ154の1・808の1・1081の1・1081の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、252
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第592号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年10月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年10月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 上幌内早来停車場線 北海道胆振総合振興局 室 蘭 建 設 管 理 部	勇払郡厚真町字幌内590番1地先から 同郡厚真町字幌内193番1地先まで	平成29.10. 6
道道 帯 広 浦 幌 線 北海道十勝総合振興局 帯 広 建 設 管 理 部	河東郡音更町宝来北2条4丁目1番16地先から 同郡音更町宝来北2条8丁目1番8地先まで	平成29.10. 6
道道 帯 広 浦 幌 線 北海道十勝総合振興局 帯 広 建 設 管 理 部	河東郡音更町木野大通東6丁目6番40地先から 同郡音更町宝来本通6丁目1番8地先まで	平成29.10. 6

北海道告示第594号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年10月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
松前清部1（Ⅱ－2－213－996）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
松前郡松前町字清部（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
七重の沢川（Ⅰ－76－0240）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

紋別郡西興部村西興部（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 公住裏の沢川（Ⅰ－76－0260） (2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡西興部村西興部（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 寺の沢川（Ⅱ－76－0270） (2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡西興部村西興部（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 我妻の沢川（Ⅱ－76－0290） (2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡西興部村忍路子（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 瀬戸牛橋沢川（Ⅱ－76－0310） (2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡西興部村忍路子（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 宮原沢川（Ⅱ－76－0320） (2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡西興部村札滑（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 森田の沢川（Ⅱ－76－0330）	(2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡西興部村西興部（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 石灰の沢川（Ⅱ－76－0340） (2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡西興部村上興部（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 変電所の沢川（Ⅰ－76－0350） (2) 土砂災害警戒区域の表示 紋別郡西興部村上興部（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第595号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。 平成29年10月6日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 学校沢川（Ⅰ－24－0250） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二世郡八雲町熊石泊川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 広沢の沢川（Ⅱ－24－0240）
--	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町熊石泊川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 泊川沢川（Ⅰ－24－0260） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町熊石泊川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 海岸沢川（Ⅱ－24－0230） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町熊石見日町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 岩佐の沢川（Ⅰ－24－0160） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町熊石畳岩町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 見日海岸2号沢（Ⅱ－24－0200） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町熊石見日町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 畳岩の沢（Ⅰ－24－0150） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町熊石畳岩町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 藤谷の沢川（Ⅱ－24－0180） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町熊石鮎川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 成田2の沢川（Ⅱ－24－0210） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町熊石見日町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 成田1の沢川（Ⅱ－24－0220） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町熊石見日町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	---

- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石泊川3（Ⅰ－2－484－1522）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石泊川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石黒岩（Ⅰ－2－485－1523）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石黒岩町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石鮎川（Ⅰ－2－487－1525）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石鮎川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石見日1（Ⅱ－2－314－1097）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石見日町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石見日2（Ⅱ－2－315－1098）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 二海郡八雲町熊石見日町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石見日3（Ⅰ－2－486－1524）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石見日町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石平（Ⅰ－2－488－1526）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石平町、熊石豊岩町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
熊石豊岩（Ⅰ－2－489－1527）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
二海郡八雲町熊石豊岩町、熊石根崎町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小浜右の沢川（Ⅰ－22－0040）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字小浜（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小浜左の沢川（Ⅱ－22－0020） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字小浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小浜沢（Ⅰ－22－0030） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字小浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前茂草4（Ⅱ－2－211－994） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字茂草（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前茂草5（Ⅱ－2－212－995） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字茂草（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号	松前茂草6（Ⅲ－2－66－447） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字茂草（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前茂草7（Ⅰ－2－318－1356） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字茂草（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前小浜3（Ⅰ－2－319－1357） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字小浜（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前清部2（Ⅰ－2－320－1358） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字清部（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前清部4（Ⅰ－2－321－1359） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字清部（次の図のとおり）
--	--

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 西興部東興（Ⅱ－7－147－1994） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡西興部村東興（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 会館裏の沢川（Ⅰ－76－0170） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡西興部村上藻（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 高橋の沢川（Ⅱ－76－0250） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡西興部村西興部（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 紅葉橋沢川（Ⅰ－76－0300） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 紋別郡西興部村忍路子（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 道 監 査 委 員 告 示 北海道監査委員告示第4号 北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成29年10月6日 北海道監査委員 長 尾 信 秀 北海道監査委員 須 田 靖 子 北海道監査委員 東 陽 一 北海道監査委員 紺 谷 ゆみ子 北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程 北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（平成8年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。 第3条第1項第1号中「特別会計」の次に「（公営企業会計に係るものを除く。以下「一般会計等」という。）」を加え、同項第2号中「一般会計及び特別会計」を「一般会計等」に改める。 第3条第2項総括監査課の事項を次のように改める。 総括監査課 (1) 監査委員に関すること。 (2) 事務局内の庶務及び財務に関すること。 (3) 諸規程の制定及び法令の解釈に関すること。 (4) 道議会との連絡調整に関すること。 (5) 職員研修に関すること。 (6) 公営企業会計に係る定期若しくは随時に行う財務監査、行政監査又は決算審査に関すること。 (7) 公営企業会計に係る監査等の結果報告及び公表に関すること。 (8) 公営企業会計に係る例月出納検査に関すること。 (9) 公営企業会計に係る指定金融機関の監査に関すること。 (10) 公営企業会計に係る基金運用状況審査に関すること。 (11) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）に基づく審査及びその総括に関すること。
---	--

(12) 財政的援助団体等の監査及びその総括に関すること。

(13) 住民の直接請求権に基づく監査に関すること。

(14) 議会の請求に基づく監査に関すること。

(15) 知事の要求に基づく監査に関すること。

(16) 住民監査請求に基づく監査に関すること。

(17) 出納職員等の賠償責任に関する監査に関すること。

(18) 代表監査委員が北海道を代表して提起する訴訟に関すること。

(19) 苦情審査委員からの通知等に関すること。

(20) 他課の主管に属しないこと。

第3条第2項監査第一課の事項第1号中「一般会計及び特別会計（公営企業会計に係るものを除く。以下「一般会計等」という。）」を「一般会計等」に改め、同事項第3号中「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）」を「地方公共団体財政健全化法」に、「審査に」を「審査のうち一般会計等に係るものに」に改め、同項監査第二課の事項第2号中「審査に」を「審査のうち一般会計等に係るものに」に改め、同項監査第三課の事項第5号を削り、同事項第6号中「審査に」を「審査のうち一般会計等に係るものに」に改め、同号を同事項第5号とし、同項監査第四課の事項第2号から第6号までを削り、同事項第7号中「審査に」を「審査のうち一般会計等に係るものに」に改め、同号を同事項第2号とする。

第18条の見出しを「（補則）」に改め、同条中「を準用する」を「の例による」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第14条関係）

決 裁 事 項	代決を行うことができる者	
	決裁権者が不在のとき	決裁権者及び左欄に掲げる者がともに不在のとき
代表監査委員の決裁事項	常勤の監査委員	局長
局長の決裁事項	次長	代表課長
次長の決裁事項	総括監査課長	監査参事
定期監査室長の決裁事項	監査第一課長	定期監査室長の指定する課長
技術監査監の決裁事項	技術監査課長	
課長の決裁事項	課長の指定する主幹、監査主幹又は技術主監	課長の指定する主査又は監査主査
監査参事の決裁事項	監査参事の指定する監査主幹	監査参事の指定する監査主査
主幹の決裁事項	主幹の指定する主査	
監査主幹の決裁事項	監査主幹の指定する監	

査主査

備考 代決を行うことができる者が各欄に複数いる場合は、それぞれの決裁権者の指定する順序による。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月6日

北海道公安委員会委員長 宇都宮 輝 夫

北海道公安委員会規則第12号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第28条中「常呂郡訓子府町字協成9番2」を「足寄郡陸別町字ポントシュベツ原野西一線39番2」に改める。

附 則

この規則は、平成29年10月9日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第447号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年10月6日

北海道警察本部長 北 村 博 文

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
ハンディターミナルほかの賃貸借（100台分） 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成30年3月1日から平成36年2月29日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、こ

の契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品を供給することが可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年10月6日（金）から同月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入札日時 平成29年11月17日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月16日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2239

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of 100 Units of Handy Terminals, etc.
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., November 17, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 16, 2017)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2239

北海道警察本部告示第448号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年10月6日

北海道警察本部長 北村博文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
オンラインネットワーク用端末装置（949台）の賃貸借 一式

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成30年3月27日から平成35年9月30日まで
 なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速な保守体制が整備されていること。
- (5) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成29年10月6日（金）から同年11月1日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
 北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
 （送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2

- 条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入札日時 平成29年11月17日（金）午後1時45分（送付による場合は、同月16日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道警察本部のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2239
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer for Online Network 949 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 45 PM., November 17, 2017
 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 16, 2017)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
 Phone : 011-251-0110 Extension 2239

北海道警察本部告示第449号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年10月6日

北海道警察本部長 北 村 博 文

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

交番・駐在所ネットワーク機器の賃貸借 一式

2 落札を決定した日

平成29年9月15日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 富士通リース株式会社

(2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地

4 落札金額

283,716円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年8月1日付け北海道警察本部告示第360号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
